

板橋区乳幼児の発達を支援する関係機関連絡会運営要領

(平成20年6月20日 板橋区保健所長決定)

(目的)

第1条 この要領は、乳幼児の発達を支援する関係機関連絡会（通称：発達ネット（以下「連絡会」という。））の運営を円滑に進めるために、基本的な事項を定める。

(設置)

第2条 連絡会は、乳幼児の心身の発達の支援に関する情報交換を行い、関係機関が担っている役割を有機的に組み合わせ、共通課題について検討し協力関係を築くために乳幼児の発達支援に係る実務者の会議として設置する。

(会の構成)

第3条 連絡会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、板橋区保健所長とする。

3 副会長は、母子保健担当の健康福祉センター所長にある者をもって充てる。

4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(所掌事務)

第4条 連絡会の所掌事務は、次のとおりとする、

(1) 乳幼児の発達支援についての情報と課題に関すること。

(2) 乳幼児の発達支援に関わる関係機関のネットワークの充実・強化に関すること。

(会の開催)

第5条 会長は、必要に応じて副会長及び委員を招集し、連絡会を主宰する。

2 会長に事故のあるときは、副会長がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 会の庶務は、健康推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

付則

この要領は平成20年6月20日から施行する。

付則

この要領の一部改正は、平成23年6月1日から適用する。

付則

この要領の一部改正は、平成26年3月1日から適用する。

付則

この要領の一部改正は、平成26年6月20日から適用する。

付則

この要領の一部改正は、平成27年8月1日から適用する。

付則

この要領の一部改正は、平成29年6月1日から適用する。

付則

この要領の一部改正は、令和2年6月1日から適用する。

付則

この要領の一部改正は、令和3年5月1日から適用する。

付則

この要領の一部改正は、令和4年5月1日から適用する。

付則

この要領の一部改正は、令和5年5月1日から適用する。

「乳幼児の発達を支援する関係機関連絡会」委員名簿

別表 1

No	所 属	備考
1	心身障害児総合医療療育センター（小児科医）	
2	板橋区医師会（小児科医）	
3	日本大学医学部附属板橋病院	
4	帝京大学医学部附属病院	
5	北療育医療センター 通園科代表	
6	心身障害児総合医療療育センター 通園科長	
7	高島特別支援学校 教育相談担当	
8	桐が丘特別支援学校 支援部代表	
9	大塚ろう学校乳幼児教育相談担当	
10	板橋区内各児童発達支援事業者 責任者	
11	板橋区内各児童発達支援センター 責任者	
12	板橋区発達障がい者支援センター 所長	
13	教育委員会事務局指導室 特別支援教育係長	
14	教育支援センター 教育相談係長	
15	板橋区立幼稚園長 代表	
16	板橋区私立幼稚園協会 代表	
17	児童館長 代表	
18	保育運営課 保育運営・給食係長	
19	板橋区立保育園長 代表	
20	板橋区内私立保育園長 代表	
21	障がいサービス課 施設係長	
22	障がいサービス課 地域生活支援係長	
23	障がい政策課 自立支援係長	
24	福祉事務所 障がい者支援係 代表	
25	子ども家庭総合支援センター 支援課 地域連携推進係長	
26	板橋区保健所長	会長
27	健康福祉センター所長（母子保健担当）	副会長
28	健康福祉センター 保健指導係長（母子保健担当）	
29	健康福祉センター 保健指導係 代表	
	子ども発達支援センター 所長	事務局
	子ども発達支援センター 相談担当 代表	事務局
	健康推進課長	事務局
	健康推進課 母子保健係長	事務局
	健康推進課 母子保健係	事務局